

タイトル	十六世紀イギリス旧救貧法の成立(四)
著者	大場，四千男；OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(155)： 49-83
発行日	2013-03-25

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）

大 場 四 千 男

目 次

- 1 編 チューダー朝初期救貧法とマックス・ヴェーバーの方法論
 - 1 章 マックス・ヴェーバーの市民資本主義論と救貧法
 - I 大塚久雄のマックス・ヴェーバー論
 - II 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの相同性
 - III 大塚久雄とマックス・ヴェーバーの違い
 - IV マックス・ヴェーバーの資本主義論の特異性
 - V 市民資本主義論と救貧法
 - (一) マックス・ヴェーバーの資本主義方法論
 - (二) 天職労働，カソリック，プロテスタンティズム
 - (三) 宗教改革と市民資本主義
 - (四) 市民資本主義と救貧法
 - 2 章 ジャン・カルヴァンの「天職」概念とマックス・ヴェーバー
 - (一) カルヴァンとマックス・ヴェーバー
 - (二) カルヴァンの「天職」概念と「キリスト教概要」
 - (三) カルヴァンの「天職」概念と「真のキリスト教的生活」
- 2 編 イギリス旧救貧法成立の歴史的背景
 - 1 章 16 世紀新しい貧民層の勃興
 - I 問題の所在
 - II 旧救貧法の歴史的倫理構成
 - III 新しい「貧民」概念について
 - (一) 「労働不能な貧民」概念
 - (二) 「労働可能な貧民救済」条項
 - (三) 「労働可能な貧民」概念
 - 結び

2章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン・F・ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570 年」(一)

はじめに

- a 手書き原稿
- b 人口調査の背景
- c 分析

地図

付録

- I 年齢, 性別, 婚姻
- II 16 歳未満の児童の年齢と性別
- III 21 歳以上男性の職業
- IV 21 歳以上女性の職業
- V 貧民ハウスに収容された人数
- VI 世帯あたりの人数
- VII ノリッジでの在住期間
- VIII ノリッジ市内のアルダーマンあるいは評議員の所有不動産
- IX 各教区の貧民人口 (以上迄 152 号)

3編 チューダー治政期地方救貧政策

序 問題の所在

1章 ノーフォーク州の救貧政策

- I ノーフォーク地域の再生産＝蓄積基盤
- II 貧民救済事業の変遷
- III 教区の救済事業
- IV 小括 — 地域別貧民救済事業活動

2章 16 世紀前半ノリッジ市の救貧政策

- I 修道院解散以前の救貧政策
- II ヘンリーVIII 世治政期の救貧政策

結び — 展望にかえて —

3章 イギリス旧救貧法の資料探索 — ジョン F. ポウンド 女澤史恵訳「ノリッジ市の貧民調査 1570 年」(二)

- I 貧民調査資料 (以上迄 153 号)

4編 マルティン・ルターと天職倫理

I 部 マックス・ヴェーバーのルター評価について

序章 マルティン・ルターの見直しについて

- 1 章 マックス・ヴェーバーによるルターの天職倫理とその評価
- 2 章 マックス・ヴェーバーのルター評価と批判
- 3 章 マックス・ヴェーバーによるルター神学思想の意義
- 4 章 ルターとカルヴァンの信仰形態と天職倫理

II 部 マルティン・ルターの修道士時代とシュタウピッツの教え

- 1 章 マルティン・ルターの家庭とエルフルト大学時代
- 2 章 マルティン・ルターの修道士時代と予定説を巡って

III 部 宗教改革時代のルターの天職倫理と旧救貧法の精神

序章 宗教改革と現代資本主義との関連

- 1 章 楽園のアダムと「神の義」
- 2 章 「塔の体験」と「神の義」
- 3 章 ルターの「神の義」と近代的救貧法の精神
- 4 章 イギリス旧救貧法の資料探索——ジョン・ウェブ 女澤史恵訳「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」（一）

序論

I トゥーリー基金 The Tooley Foundation（以上迄 154 号）

- 5 章 「神の愛」と近代的救貧法の精神
- 6 章 イギリス旧救貧法の資料探索——ジョン・ウェブ 女澤史恵訳「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」（二）

4 編 マルティン・ルターと天職倫理

5 章 「神の愛」と近代的救貧法の精神

救貧の精神はルターにとって「神の義」から生み出され、内なる心の信仰（義）と肉体的行為による隣人への奉仕として顕現化することである。「キリスト者の自由について」の提題三十六の中でルターは救貧の精神をパウロの言葉を次のように引用して明らかにする。

「フィリピの信徒たちにも、聖パウロはキリストを信じる信仰によって恵みと充足とをすべて与えられていることを教えたのちに、さらに教えて、

「あなたがたがキリストにおいてもつすべての慰めと、あなたがたのすべての霊的で義であるキリスト者にと

もにもつすべての交わりによって私はあなたがたに勧める。どうか私の心を完全に喜ばせ、こうしてこれからは一つ思いとなり、互いに愛し合い、互いに仕え合い、各人が、自分や自分のことをかえりみないで、他人と他人に必要なことを願みてほしい」(フィリピ二章一以下参照)と言っている。見よ。ここではパウロははっきりとキリスト者の生活について述べて、すべての行いが隣人の益となることを目指すべきであるとしている。」

(「ルター著作選集」290-291頁)

ルターはパウロの言葉から救貧の精神を隣人愛に求め、「各人は自分自身のためには自分の信仰だけで十分であって、その他のすべての行いと生活とは、自由な愛をもって隣人に仕えるために残されているのである」と、述べる。すなわち、ルターは人の2面性の統一を「神の義」によって図る場合、心の根底に「神の義」を信仰するキリスト者の側面と「自由な愛をもって隣人に仕える」キリスト者の生活の側面と、つまり、キリスト者とキリスト者の生活の2面性を捉え、その上で救貧の精神をキリスト者の義に、そして救貧の行為をキリスト者の生活での隣人愛、つまり「神の愛」に求める。

とするなら、救貧の精神と救貧の行為とはルターにとって、前者を「神の義」、そして後者を「神の愛」との2面性で捕えられているのであろうか。したがって、ルターが根底の木にあたるのを「神の義」と見なし、その実にあたるのを「神の愛」とするなら、救貧の精神から救貧の行為の実を^{みの}捻らせるという心・技・体の三位一体に立っていることが窺える。

この「神の愛」はあわれみ、つまり「哀れみ」から生じ、キリストが人間の僕となったように、隣人の僕になることであり、へりくだることでもある。ルターは「キリスト者の自由について」の提題二十七で「このようにキリスト者はその首であるキリストと同じく、自分の信仰において十分に充ち足りて満足し、それを常に増やしていくべきである」と、信仰を増やすことを神のみこころにかなうこと、つまり救いの証しと見なす。したがって、「神の義」はキリストのあわれみの恵みによって人を義にし、キリストを僕にするのと同じように、隣人への僕となり、隣人へのキリストになることを求め、この隣人愛を「神の愛」とし、さらに救貧の精神となり、近代的救貧の精神となって中世の教会、修道院の救貧の精神、つまり「人間の業」による善い行いとしての、或いは贖罪としての施しである外形の救貧の精神と相違するのである。

したがって、ルターは近代的救貧の精神をキリスト者の生活の中で成就され、救貧の行為を肉体的訓練として行うことを「神のみこころにかなう」(「キリスト者の自由について」提題第二十七)ことになるものと位置づける。信仰の義は罪を消し、さらにキリストの義と救いの富とを与えられることから、この富と救いを隣人への奉仕として使う^{えこう}廻向思想を生み出す。この救貧の^{えこう}廻向思想は神のあわれみを人に向け、キリスト者になって隣人にあわれみを注いで富の分配と救いを善い行いとして廻向することで近代的福祉社会を築く内的精神起動力となる。

ここでルターはプロテスタントの教会とローマ教皇の教会における「神の義」と「神の愛」に基づく救貧の精神と救貧の行いの相違について明らかにする。それは隣人のためと隣人の立場に

たった救貧の精神、或いは救貧の行為の違いについての差異である。つまり、ローマ教皇の教会が行う救貧の行為（施し）は隣人愛、又は神のあわれみで行うのではなく、困窮する隣人に対する「人間の業」の「押しつけ」、或いは「教会の命令」で行うのである。これは「人間の業」による困窮している隣人のためと言いながら教会の押しつけとして施しをすることとなり、贖罪への善い行いからくる手柄、又は自慢の現われとなる。中世の救貧の精神はこうした「人間の業」による善い行いとして施しをするが、困窮する隣人への押しつけとなり、困窮する隣人のためと言いながら功績主義の精神を内的起動力とする。

他方、「神の義」と「神の愛」は「神の業」による善い行いとして救貧を行う場合、困窮者の立場に立って「他人を喜ばせ、他人の役に立つための自由な奉仕」をすることをプロテスタントの教会における救貧の行為とする。ルターは「神の義」と「神の愛」を両輪にする近代的救貧法の精神に立脚して近代的社会事業・福祉社会への芽を育くもうとする。ルターは近代的社会事業・福祉社会の成立を「神の義」と「神の愛」に基づくあわれみと隣人愛から富を施すことを神のみこころにかなうものと見なし、「キリスト者の自由について」の提題二十九で次のようにキリスト者の生活で得られる富と財貨を困窮者に施こして救済することを求める。

「第二十九、これらのことから、すべての行いや戒めに関して、また、だれが蒙昧で愚かな聖職者であり、だれが思慮正しい聖職者であるかということに関して、各自は確かな判断をし、区別をつけることができるであろう……（略）だれもが自分のことのみを求め、そうすることによって自分の罪を償って救われると思いついておられるからである。これらすべてのことは信仰とキリスト者の自由について知らないところから生じてくる。ところが、人々をこのような方向に導いて、こうしたものを称讃し、贖有をもって飾り立て、信仰を決して教えない蒙昧な聖職者たちがいる、しかし、あなたがたがいくばくかを寄進したり、祈ったり、断食したりしたいと思えば、自分によかれと考えずに、他の人々がこれを享けて楽しむことができるように自由に施し、彼らのためによかれと願って行うべきであると、私は勧告する。そうしたら、あなたは真のキリスト者である。神が信仰においてあなたにすべてのものを与えてくださったので、信仰においてあなたは十分なのであるから、あなたにとって余分なものである財貨やよい行いが、あなたの身体を支配し、養うのに、どんな役に立つのだろうか。見よ、このようにして神の宝は一人の人から他の人へと流れて行き、共有されねばならない。また、各自は、その隣人を、あたかも自分自身であるかのように受け入れねばならない。この宝は、私たちの姿がご自身の姿であるかのようにそのいのちの中へと私たちを受け入れてくださったキリストから、私たちの中へ流れ込んで来、私たちからこれを必要とする人々の中へ流れ込んで行く。さらには、キリストが私たちすべてのためにしてくださったように、私も私の信仰と義を私の隣人のため神の前に献げて、彼の罪を覆い、この罪を我が身に負い、これが私自身のものであるかのように行う以外のことをなすべきではない。見よ。これこそ、愛が真実である場合、愛の本性である。だが、信仰が真実である場合には、愛は真実である。それゆえ、聖使徒もコリントの信徒への手紙一第一三章（五節）において、「愛は自分の利益を求めず、（隣人の利益を求める）」ということを、愛に固有なこととしている。」

（「ルター著作選集」、294-295 頁）

ルターがこの提題第二十九で強調しているのは中世的ローマ教皇と教会の救貧の精神とルター派教会の救貧の精神とを比較し、相違点を明らかにしている点である。両者の決定的相違は信仰の形態の違いである。ルター派教会は内なる信仰に基づく救貧の精神に立脚している。他方、ロー

マ教皇と教会は外形なる信仰に基づく救貧の精神に立脚するのである。この両者の相違は前から述べているように、「人間の業」に基づく救貧の精神か、或いは「神の業」を礎にする救貧の精神か、という点である。すなわち、ローマ教皇と教会は「人間の業」で善い行いを救貧の救いとして行う外形の信仰に基づく「贖宥」としてなされて「自分の罪を償って救われると思ひ込んで」なされるのである。したがって、ローマ教皇と教会は救貧の精神を「他人に奉仕したり、他人の意志を果たしたり方向に向いていない」もので、「キリスト教的とは言えなく」、「信仰とキリスト者の自由とについて知らないところから生じ」るものとして見なされている。

他方、ルターは中世的なローマ教皇と教会の贖宥に基づく救貧の精神に対して、プロテスタント教会における救貧の精神を近代的救貧の精神と位置づけ、(1)「神の義」(信仰の真実)と(2)「神の愛」(愛の真実、愛の固有性)を礎にする2重の廻向思想の現われであると考えている。すなわち、この2重の廻向思想は(1)「神の義」に由来する信仰からくる救貧の精神(内なる心)と(2)「神の愛」に基づく金と善い行いの富からくる救貧の行為(肉体的行い)の統一として近代的救貧法の精神、さらに近代的社会事業・福祉社会への芽、又は種子を育くむ根源となる。「神の義」が廻向思想として顕現化する場合、信仰の廻向思想は私の信仰と義を隣人に献げ、隣人の困窮を自分の困窮として一身に負い、私自身のものであるかのように受けとめ、信仰と義を困窮の隣人に廻向、つまり振り向けるのである。この信仰による廻向思想は隣人の困窮を信仰の上で救い、自由の奉仕として隣人に仕える精神の現われとなり、キリストの恵みの財宝を与えることを意味し、信仰の真実を現わす。「神の愛」の廻向思想は「余分なものである財貨」や富、よい行いを隣人に施すのであるが、キリストから流れ込んで来たこの宝(余分の財貨、富、よい行い)を「私たちから、これを必要とする人々の中へ流れ」注ぎ、「共有」することで「自分の利益を求めず」、隣人の利益を求めるべく使用される愛の真実の現われとなり、と同時に「愛に固有なこと」であると見なされるのである。

ルターは信仰も余分の財貨(宝)も共有するものとして人から人へ流れ込み、隣人の利益となって困窮の隣人を救うべく廻向思想の循環を近代的救貧法の精神として樹立し、近代的社会事業・福祉社会への芽を十字架の神学の中心に据え、プロテスタントの倫理として位置づける。かくて、ルターは天職倫理の営利性を正統化し、その資本蓄積(余分の財貨・富)を救貧の精神に基づいて困窮する隣人を救うために使用されることを説くのである。こうした余分の財貨が隣人の救いに使用されることは「神の義」と「神の愛」から神のみこころにかなうこととなり、救いの証しとするのである。

このことからルターは近代的救貧法の精神を説き、近代的社会事業・福祉社会の成立を唱え、現代資本主義の福祉社会の側面を特徴づけることとなり、ジャン・カルヴァンの天職倫理と世俗的禁欲主義とを精神的起動力として形成される現代資本主義の経済成長社会の側面と対比されるものとなる。すなわち、ルターは天職倫理とその営利利益の資本蓄積を困窮する隣人を救うのに使用され、信仰の増殖を続けることを神のみこころにかなう、救いの証しと見なす。他方、カル

ヴァンは天職倫理に基づく営利利益を増やし続け、近代産業資本主義を生み出すべく産業資本として投資することを神の栄光を増す善き行いと見なし、マックス・ヴェーバによって近代資本主義の系譜の中心に据えられ、日本では大塚久雄によって中産の生産者層のエートス論と位置づけられ、日本の近代化理論における第1人者として位置づけられ、マルティン・ルターを看過することとなる。こうした宗教改革を巡る2人の巨人に対する歴史的評価は著るしく片寄り、とりわけマルティン・ルターが「神の義」と「神の愛」から現代資本主義の福祉社会を育くむのに果たした大きな貢献についてルター研究者を含め、ほとんど評価されていないことから、現代資本主義の福祉社会の側面がカルヴァンのな経済成長社会の側面と較べて学問的遅れを深め、現代社会保障・福祉への関心を薄いものにさせる原因となっている。ここではルターのこうした現代的な役割と課題についての問題点を指摘し、今後の学問的研究への一里塚としてその問題の所在を指摘することに^{とど}めておきたい。

ルターは「キリスト者の自由について」を総括する際、十字架の神学を「神の義」と「神の愛」に求め、「真の霊的なキリスト教的自由」を「罪と律法と戒め」から心を解放することであると見なし、近代的救貧法^{とど}の精神を次のように結論づける。

「第三十、これらすべてのことから、次の結論が出てくる。すなわち、キリスト者は自分自身においては生きないで、キリストと隣人^{とど}とにおいて生きる。キリストにおいては信仰によって、隣人においては愛によって生きるのである。キリスト者は信仰によって自分自身を越えて・神の中に至り、愛によって再び神から出て自分自身の下にまで至り、しかも常に神と「神の愛」のうちに・留まり・つづける。ちょうど、キリストがヨハネによる福音福音書第一章（五一節）で「天が開けて、神の天使たちが人の子の昇り降りするのを、あなたがたは見ることになる」と言われているとおりである。

見よ、これこそ真の霊的なキリスト教的自由であって、あらゆる罪と律法と戒めから心を解放するものであり、天が地と隔たるように、他のすべての自由^{とど}に優る自由なのである。」

（「ルター著作選集」，295頁）

ルターは「真の霊的なキリスト教的自由」を愛の奉仕に注いでドイツを獣の国から文明国へ転換する「改善」をキリスト教的学校の設立とキリスト教的統治とで成就することをドイツ全市の市参事会に要請し、ここに近代的社会事業・福祉社会への建設にドイツを導こうとする。それゆえ、ルターは1524年（41歳）に「ドイツ全市の参事会員に宛てて、キリスト教的学校を設立し、維持すべきこと」を提案し、世界で初めての公立義務教育として国民高等小学校であるキリスト教的学校の設立を要請し、その実現に努力を注ごうとする。

かくて、今やルターはドイツを改善し、中世的領邦国家から近代的統一国家への移行を進めるべく、そのためキリスト教的学校とキリスト教的統治を「神の義」と「神の愛」とで導き、キリストのあわれみの恵みをドイツのみすばらしい、あわれな子供たちを霊的なキリスト者に育てるべく教育することに注ぐべきであり、そのため市参事会の「余分な財貨」をキリスト教的学校の設立に、さらに「よい図書館」の建設に支出することを求めるのである。

41歳になったルターは1517年(34歳)に「97箇条の贖宥に関する提題」をローマ教皇に突きつけ、宗教改革の口火を切るや、ローマ教皇から破門を受け、神聖ローマ帝国皇帝カール5世(ハプスブルグ家出身、スペイン王、ネーデルランドで生まれる。位1519-56)からも「法律の保護の外に置かれ」(帝国アルト刑)るが、ザクセン選帝侯フリードリッヒ賢公、ヨハン堅忍侯、ヨハン・フリードリッヒ勇猛公の保護の下に宗教改革をヨーロッパ中に燎原の火の如くに広めるのに全力を注いでいた。こうした世界史の回転の中で、ルターは祖国ドイツを世界の陸の孤島から解放し、文明国家として世界の中心に据えるため、その担い手の子供をキリスト教的学校で教育することで養成し、あのローマ帝国の再現を図ろうとする。第一次大戦後、ドイツ帝国首相になったヒトラーによってこうしたルターのドイツ覇権国家構想は称賛され、政治的に利用される悲運に遭遇する。

迫害を受けながら、ルターは宗教改革を推進するためローマ教皇主義体制を砕くことに全力を注ぎ、神の召命による天職のなせる業を宿命と捕える。ルターはローマ教皇、帝国皇帝からの迫害を「神ご自身の事件」と見なし、「キリストの義」の立場にたって闘うことを神の召命するところと考える。ルターは「だから、(イザヤが言うように(六二章一))、私は、キリストの義が日の輝きのように現れ、その救いの恵みが灯火のように点じられるまでは、生きているかぎり、沈黙することなく、語りたい」としてキリスト教的学校の設立をドイツ市参事会全市に要請する。宗教改革はこのキリスト教的学校とキリスト教的統治で成就され、ドイツを野獣の国から文明国へ、さらに近代的社会事業・福祉社会を建設する礎になるものと位置づける。

キリストのあわれみがドイツの貧しい「あわれな子供たち」に注がれ、孤児院、或いはキリスト教的学校で養われ、教育されることは「キリストの義」であり、と同時にドイツの義でもあると、ルターは考え、第一の理由として次のように説く。

「第一に、私たちは、人々がいたところで学校を衰退させていることを、今ドイツにおいて十分に経験しているわけである。大学は弱まり、修道院は減っている。そして、イザヤが言うとおり(イザヤ四〇章六以下)神の霊がみことばをとおしてそこに吹きつけ、福音を通してそのうえに熱く照っているのであるから、こうした草は枯れ、花は落ちるのである。なぜなら、このような組織がいかに非キリスト教的であり、いかほどおのが腹を当てとしているかは、今や神のことばによって知られているところだからである。事実、肉的な民衆は、自分たちの息子、娘、友人を修道院や教会諸施設に追いやり、家や財産から引き離し、他人の財産に依ろうということをもはやしてはならないし、することもできないことを知ったので、もはやだれも子供たちを学ばせたり勉強させたりしようとしないのである。すなわち、「司祭や修道士や修道女にならないのなら、なにを学ばせるとするか。むしろ自分たちで生計を立てるすべを学ばせた方がよい」と言うのである。」

(「ルター著作選集」、464-465頁)

ルターはローマ教皇体制を悪魔と称していて、この世を悪魔と肉欲の大衆とで支配され、大量の貧しい、あわれな子供達を「学ばせたり勉強させたりしようとしないう」まま、街頭に投げ出し、獣と化していることを告発し、キリストの義から救いの手をさしのばし、キリスト教的学校で養

い、教育することをドイツ全市参事会に提案する。とりわけ、ローマ教皇教会と修道院は「おのが腹」を充たすため、大学を弱め、修道院を減らして「学校を衰退させている」ことから、「子供たちや若者たちをこのように放置する」のである。その上、肉欲の大衆と両親は子供、若者達を「家や財産から引き離し、他人の財産に依ろう」として、「自分たちの息子、娘、友人を修道院や教会施設に追いや」っている。

ルターは今や、神のあわれみの恵みを受け、貧しいあわれな子供、若者達をキリスト教的学校で教育し、ドイツの黄金時代をこうした教育を受けるキリスト者の義によって築く時が来たことを第二の理由として次のように掲げる。

「第二の理由は、パウロがコリントの信徒への手紙第二章（一節以下）で言っているように、神の恵みをいたずらに受けてはならず、救いの時をなおざりにしてはならないということである。すなわち、事実、全能の神は今や恵みをもって私たちドイツ人のもとに訪れ、真の黄金の年をお定めになったのである。こうして、私たちは今や、言語やあらゆる学芸に秀でた、極めてすぐれた、学識ある青年を有しており、若者たちを教えるのに用いようと思えば、彼らは確かに役立つことであろう。今、ひとりの少年を三年にわたって教育すれば、一五か一八の年には、今まであらゆる大学や修道院ができた以上のことをできるということは、明々白々たる事実ではないか。」

（「ルター著作選集」467-468頁）

ルターはこうした要求するキリスト教的教育の教師として勤めることのできる「言語やあらゆる学芸に秀でた、極めてすぐれた学識ある青年」の輩出を見出し、キリスト教的学校の設立要件を充たす「神の恵みを今、受ける時が」来たと告げる。すなわち、「今や神は私たちを豊かに恵み、若者たちを立派に教え、養育をできる人々をたくさん与えてくださった」と。かくて、キリスト教的学校の設立気運が来たことを福音として感じるルターは第三の理由として、(1)両親の子供に対して教育する義務と、(2)両親にかわって教える「共同の教師」制度を設立することを次のように勧告する。

「第三の理由はまさに最高の理由であって、すなわち、神の戒めである、神はモーゼによってしばしば、両親が子供たちを教えるべきであることを勧め、命じておられる。このことは詩編第七八編（五節）も、「主は教えを置きそれを子孫に示すように私たちの先祖に命じられた」と語っている……（略）

（第一に）外的な罪のうちでは、私たちが子供たちに対してしていること、すなわち、子供たちを養育しないことほど、神の前で世に厳しく負われ、また恐ろしい罰に値するものはないと思う……（略）

第二に、残念ながら、両親の大部分はこれを行うにはふさわしくない者たちである。彼らは子供たちをどう養育し、教えるべきかを知らない。なぜなら、彼ら自身、腹のために心を配ること以外にはなにもしないからである。子供たちを十分に正しく教え、養育するためには、特別の人を必要とするのである。

第三に、両親がそれにふさわしく、自分でも喜んでそれをしようと思っても、他の仕事や家事のために、そうする時も所も持たないものである。それゆえ、子供たちのために共同の教師を置くことがどうしても必要となる。そうでなければ、めいめい自分で自分の教師を置くことになるが、それは普通の人々には重すぎる負担であって、そのうえ、ましても多くのおかれた少年が貧しさのゆえになおざりにされることになるであろう。そのうえ、多くの両親が死んで、彼に孤児を残す。私たちには経験が少な過ぎるが、孤児たちが後見人によってどう扱われ

るかということは、神ご自身が自らを、さもなくばだれからも見捨てられている孤児の父とお呼びになる事実(詩六八編五)が十分に私たちに示しているところである。また、子供を持っていない人たちもいるが、彼らはこのことに関してなんの関心も持たない。」

(「ルター著作選集」469-471頁)

ルターは「神の戒め」として(1)両親が子供に教育する世俗的義務を有し、直接教育しえないなら、(2)専門の教師(特別の人)に依頼すべく「共同の教師」による集団教育を制度化すべきであり、(3)「教育費」の負担が両親に重すぎるので公立のキリスト教的学校を義務教育機関として導入し、(4)両親に死なれた孤児を孤児院で養育すべきであると市参事会に勧告する。そして、ルターはキリスト教的学校を職業訓練、或いは研修所として見なし、天職労働の家職とは違う新しい近代的職業として公務員、教師、兵隊、商手工業者階層の養成機関と位置づけ、ドイツの経済大国を担う学校卒業者の養成を構想する。ルターがこうしたドイツの黄金時代を築くモデルと見ていたのはローマ帝国である。ローマ帝国では「15歳か18歳か20歳」になる少年たちを語学と学芸で教育し、「そのあとで直ちに戦争や行政に赴かせた」のである。そしてローマ帝国の黄金時代を築く担い手となったのが語学教育機関の卒業生たちである。こうしたローマ帝国の発達と語学教育との関連性を見出すルターは次のようにローマ帝国の人材養成に注目する。

「これはローマの町がしたところである。すなわち、少年たちが一五歳から一八歳か二〇歳になるまでラテン語とギリシア語とあらゆる種類の学芸(と言われているもの)とを真に立派にできるように教育させ、そのあとで直ちに戦争や行政に赴かせた。こうして、あらゆる学問と経験をそなえた才気あり、賢く、りっぱな人たちが出たのである。」

(「ルター著作選集」, 472頁)

ローマ帝国での語学教育学校からは「学問と経験をそなえた才気あり、賢く、りっぱな人たちが出た」のであり、「今ドイツのすべての司教や司祭や修道士を一束にしても、ローマの一兵士」に劣るほどにドイツは低落し、野獣化し、貧しいあわれな少年、若者達で充ち、ヨーロッパでの後れをとっている。このドイツに対して、ローマ帝国では「国は栄え、あらゆることのできるすぐれた人々」で満たされている。したがって、ドイツがヨーロッパでの後れた、あわれな野獣国からローマ帝国並みの経済大国へ発展し、「一国民をすっかり別のきちんとした国民にしようとするには「養育掛や教師を置く」ことがどうしても必要なことになると考え、ルターはドイツ市参事会全市に対して語学系キリスト教的学校の設立を要請し、人材養成と新しい天職労働の職業の創出をキリストの義として誓願し、ドイツのローマ帝国を凌ぐ帝国建設を次のように描く。

「ところで、一つの町の繁栄は単に、人々がたくさんの財宝を集め、堅固な城壁や美しい家を建て、多くの鉄砲、甲冑を造ることのみにあるのではない。いや、そうしたものがたくさんあっても、狂気の愚か者がそれを制することにでもなれば、ずっとひどいことになり、その町の損害はいっそう大きなことになる。かえって、町が素晴

らしい、学識ある、賢い、名誉ある、よく教育された市民をたくさん有していることこそ、町の最上、最大の繁栄であり、救いであり、力である。そうした人たちは必ず財宝やあらゆる財貨を集め、それを保ち、かつ正しく用いることができるのである。」

（「ルター著作選集」，472 頁）

ルターが語学系キリスト教的学校の設立に際し、語学を重要視する理由は、福音を聖霊と語学に求め、とりわけ旧約聖書のヘブライ語、ラテン語、そして新約聖書のギリシア語等の3つの語学のみ言葉を福音として見なし、これらの語学を通して(1)聖書を正しく理解し、(2)語学を通して世界の文化、社会、政治を知って知識と学芸を修得し、そして(3)新しい天職労働で「財宝やあらゆる財貨を集め」ることでドイツを経済大国に導くことができると位置づけられるからである。ルターは貧しい、あわれな少年や若者達をこれらキリスト教的学校に公立の支援を受けて教育を受け、新しい天職労働に就く中にドイツの未来における勤労革命を垣間見ようとする。すなわち、「私の考えは少年を毎日一時間あるいは二時間、そうした学校に行かせ、ほかの時間は前より少ないだけ家で働かせ、商売を学ばせ、あるいはなんでもさせたいことをさせるというのである。彼らが若く、かつ、熱心にそれに当たれるうちに、両者を並行させよう。さもなければ、彼らはまさに一〇倍もの時間を球打ちや球遊びやかけっこやふざけっこに使うってしまうのである」と。ここには天職労働と世俗的禁欲主義の合理的生活を両輪にするプロテスタントの倫理を見出し、キリスト教的学校の人材育成の革新的効果を窺うことができる。ルターがキリスト教的学校の設立に全力を注ぎ、遅れたドイツを人材育成と天職倫理で経済大国へ導こうとすることは、今日においてインドの後進国を人材育成によって経済大国へ成長させようとするアマルティア・センの「自由と経済開発」（石塚雅彦訳、日本経済新聞社）と同一の軌跡を見るのである。

ルターはキリスト教的学校の設立と同時に、この世を改善するため、ドイツの野獣に学問と福音を教えるためにもよい「図書館」の開設を望むのである。「なぜなら、福音とあらゆる種類の学問とが存続すべきであるなら、それはまさに本や文書の形にまとめ、綴っておかねばならないからである」と。この図書館に収集される本は(1)聖書（ラテン語、ギリシア語、ヘブライ語、ドイツ語）、(2)注解書、(3)文法書、(4)一般教養書、(5)法学と医学の本、そして(6)年代記と歴史に関する本等である。

ルターは(1)語学系キリスト教的学校と(2)図書館を両輪にして宗教改革を導き、ドイツを「キリスト教的統治に至らせ」、神のみこころにかなうことをドイツ全州市参事会に要望し、「キリスト教的学校を設立し、維持すべきこと」の成就を熱望する。ルターは神学者としての顔と同時に、教育者としての顔を現わし、近代的救貧法^{いしづえ}の精神と近代的社会事業・福祉社会とを礎にして語学系キリスト教的学校を近代的高等機関として位置づけ、新しい天職労働と世俗的禁欲主義を成就させようとし、宗教改革のもう一つの側面をキリストの義から展開した。徳善義和は「ドイツにおける初等教育の基礎を形づくった」ルターの功績を評価し、「その教育の場で、ルター訳の聖書が読まれた」（「マルティン・ルター」岩波新書，148 頁）ことにより宗教改革の普及に果す影響も

大きかったものと位置づける。

1527年11月シレジア・ブレスラウのヨハン・ヘス牧師宛にルターは手紙を出し、ペストの流行への対策として町から避難すべきかどうか、或いは患者になった困窮者、貧民の救済をどうすべきかへの回答を書く。ルターは、この手紙の中に近代的救貧法の本質と近代的社会事業・福祉社会像を描いているので、次にこの手紙を中心にこれらの点について分析する。この手紙はルターが44歳の時のものである。

ルターへの問いかけは「死の危険にであった時、クリスチャンが、そこから逃げだすのは正しいかどうか」である。この問いに対してルターは3つの答えを「全くへりくだった思いで」考える。3つの答えとは(1)「神の義」に基づく殉教死、(2)天職倫理に基づく殉教死、そして(3)「神の愛」に基づく救貧の本質である。これらの点については以下のように救貧の本質との関連で明らかにする。

(1) 「神の義」に基づく殉教死と救貧の本質

ルターは「神の義」に基づく殉教死と非殉教死の2つに区分し、前者の殉教死について次のように告げる。

「ある人々は死の危険に際して逃げることはできないし、逃げるべきではないと主張します。彼らは、死は私たちの罪に対する神さまの罰であるから、真の堅い信仰をもって、この罰に耐え、受けるべきだと言うのです。彼らは避難することは、悪いことで、神さまへの不信仰に他ならないと見なすのです。しかし、ある人々は、自分の持つ責任を妨げることにならない場合は避難してもよいと言います。」

(「ルターの慰めと励ましの手紙」, 290頁)

このように殉教死は「死は私たちの罪に対する神さまの罰であるから、真の堅い信仰をもって、この罰に耐え受けるべき」という「神の義」にもとづく信仰に殉ずる死である。この殉教死を信仰における心の強さを現わすと見なし、ルターは次のように認める。

「私は、前者を非難することはできません、何故なら、彼らは良いこと、つまり強い信仰を強調しているからです。彼らはすべてのクリスチャンが強く、堅い信仰を持つことを願うので称揚すべきです。ほとんどすべての聖徒を恐怖に落し入れた。今もそうさせている、死を受け入れる信仰は、乳を飲ませるような信仰以上のものを必要としているのです。私が以下に述べるように、神さまを試みることなく、純粋な心で死をものとせず、神さまの試練に身を委ねることを全うする人々を称讃しない人があるでしょうか？」

(「ルターの慰めと励ましの手紙」, 290頁)

殉教死は「死を受け入れる信仰」、或いは「純粋な心で死をものとせず、神さまの試練に身を委ねることを全うする」死である。しかし、ルターはこうした殉教死に対して次のように後者の信仰の弱い人々への非殉教死を説く。

「しかし、少数の強い信仰の人と、多くの弱い人がいますから、すべての人に同じことを期待することはできません。マルコ福音書の最後に書かれているように、信仰において強い人は、毒を飲んでも害を受けることはありませんが、信仰の弱い人は、それによって死ぬのです。ペトロは信仰が強かったので、海の上を歩くことができましたが、疑いを抱き、信仰が弱くなった時、沈み溺れかかったのです。強い人が弱い人と歩く時は、弱い人が死なないように気をつけなければなりません。聖パウロが教えるように、キリストは弱い肢体を投げ捨てようとはなさらない方です。」

（「ルターの慰さめと励ましの手紙」，290-291 頁）

ルターは(1)殉教死を逃れて、(2)非殉教死を選ぶ場合、第3の「神の義」に基づく^{えせ}似非殉教死について言及し、「死を免れたいために、み言葉を否定し、信仰を捨てる」ケースであると見なす。ルターはこの第3の似非殉教死について次のように述べる。

「事柄を短く、正確に言えば、神さまのみ言葉のゆえに投獄されている人が、死を免れたいために、み言葉を否定し、信仰を捨てるようなら、それはみ言葉と掟に反する行ないをすることです。この場合、誰でも、逃げ出さないで死ぬということははっきりとしたキリストの命令として与えられています。「人の前で、私を知らないと言うものは、私も天の父の前で、その人を知らないと言う」とキリストはおっしゃいました。またルカ 12 章では「体を殺しても、その後、それ以上何もできない者どもを恐れてはならない」ともおっしゃっています。」

（「ルターの慰さめと励ましの手紙」，291 頁）

（2）天職倫理に基づく殉教死

ルターは神の召命する職務、つまり天職に就く人が職業義務として殉教死することを第1類型の殉教死に匹敵するものとして位置づけている。神の召命する天職は(一)聖職者である説教者、牧師、(二)神の召命するこの世の統治階層、特に市長、裁判官、貴族、領主、国王、刑吏、(三)支配＝従属関係、上下関係、そして親子関係、(四)幼児、病人、精神病患者の後見人、医師、看護婦(人)、介護者等である。

（一）聖職者の殉教死と救貧の精神

ルターが神の召命する職業、つまり天職の筆頭にあげたのは自からの経験する聖職者の身分と地位についてであり、この聖職者の殉教死について次のように説く。

「説教者または牧師などの職務にある人は、死の危険が迫ってきた時、そこに留まり、残る責任があります。キリストの明確な命令があるのです。「良い羊飼いは、羊のために命を捨てる。雇い人は狼が来るのを見たら、逃げるのである。」（ヨハネ 10：11，12）と。死に際して、人は信仰によって死に勝利するために、神さまのみ言葉と、聖礼典によってその良心が強められ、慰められる牧会を何にもまして必要としているのです。」

（「ルターの慰さめと励ましの手紙」，291 頁）

ルターは羊飼と羊の関係で羊飼の職務を天職として聖職者と見なし、羊を救う職業義務を有するものと見なす。他方雇い人と羊の関係は天職関係と位置づけられていない。ここで云う殉教死とは「職務にある人は死の危険が迫ってきた時、そこに留まり、残る責任があ」って、その際死ぬことを指す。

(二) この世の統治者の殉教死と救貧の精神

ルターは1523年「この世の権威について、人はどの程度までこれに対し服従の義務があるか」をザクセン選帝侯ヨハン公に対して送付した手紙の中で答え、「この世の権威」を神の召命する天職と位置づけ、天を支配する神の権威と同一視する。第一提題は「私たちはこの世の法と剣とを十分に根拠づけて、それがこの世における神のみこころであり、秩序であることをだれも疑うことのないようにしなければならない」(「ルター著作選集」, 384頁)と、定義し、この世の権威者を神の召命する天職に就いている人々と見なす。したがって、ルターは世界を2つに分類し、(1)キリストによる霊的統治と(2)この世の世俗統治とである。ルターは聖パウロの云う「権威者は神に仕える者」の位置づけを受け、統治者＝権威者の天職を「権力にある者は悪を罰し、善を守る神の僕であり、職人である」と、神への守護者＝職人と位置づける。したがって、この世の権威者＝統治者が剣を使用するのは武の職人として「自分の職業と務めとを行」うことに由来するのである。ルターがこの世の権威者を神の召命する天職として剣の武術技能を聖化するのには宗教改革を担うキリスト諸侯の勢力を拡大して宗教改革を広めることを意図することから正統化する。このため、ルターは1524年農民一揆を「暴動」と見なし、この世の国と神の国の2つの国を滅ぼし、「世俗的統治も神のことはも生きのこらず、全ドイツの永遠の破壊が結果として起こる」(「ルター著作選集」, 496頁)ことを恐れ、1525年「シュヴァーベン」の農民の十二個条に対する平和勧告」を提案する。ルターは農民の要求する十二個条(共同体宗教改革)のうち、(1)牧師選任権を認め、(2)ライブ税、賦課金、十分の一税に対する諸侯、この世の当局の「苛酷誅求」に反対し、(3)農民の神の国の連邦型共和国案にも反対し、平和勧告の中で「農民にも若干の(財)を保有せしめる」ことを諸侯に求め、「農民の不満」を取り除くよう訴える。他方、ルターは農民一揆を指導する「メミンゲンのツヴィングリ派牧師シャペラー、ロットツァ、ガイスマイアー、さらに、ドマス・ミュンツァー」を「偽預言者」と位置づける。その上でルターはこれら「偽預言者」の中に「若干の殺人預言者がはいりこんでいるのを憂慮している。彼らは諸君たちを手段につかって、この世の支配者になろうとしている」(「ルター著作選集」, 507頁)と見なし、この結果、暴動化する農民一揆をキリスト諸侯によって鎮圧されることを黙認することとなる。しかし、この農民一揆の中で農民側が十分の一税を「牧師と貧民に分配されるべき」(「ルター著作選集」, 520頁)提案に対し、ルターは反対し、「この条項は、盗人であり、公然たる追い剥ぎにほかならない」と述べる。しかし、十分の一税が16世紀後半イギリスのノリッジ市で救貧税として制度化され、救貧の財政基盤になったことは資料探索の章で述べたところである。既にプロテスタントの間で旧

貧民法がこうした都市、農村を対象にして十分の一税を救貧税へ組み替えを要求するほど救貧問題を深刻化させていることが窺える。

（三） 支配＝従属関係、親子関係の殉職死と救貧の精神

ルターは天職に基づく殉教死として(1)聖職者、(2)この世の権威者に続き、第3として(3)支配＝従属関係、親子関係での殉職死について次のように描く。

「今私が述べた二つの秩序（神の国とこの世の国）は他者に対して義務と責任を負っている他のすべての人々にも当てはめられなければなりません。召使は主人と、家政婦は女主人と、互いに理解と合意なしに勝手に避難すべきではありません。反対に、主人は、その召使に対して、女主人は、その家政婦に対して他の道筋や場所を十分に提供することなしに、彼らを見捨てるべきではありません。すべての場合に、召使い、家政婦は仕え、忠実であり続けるべきであり、主人、女主人は彼らの召使たちの世話をすべきであるというのが、神さまの命令です。父親、母親も同じように子どもたちに仕え、助けるべきこと、子供たちは両親に仕え、助けるべきであることも神さまの命令です。賃金で雇われている普通の人々（例えば、町で雇用している医者や官吏、傭兵、その他どんな職業でも）も自分たちの部署にふさわしいと上司が認めた人々を十分に配置することなしに、避難することはできません。」

（「ルターの慰めと励ましの手紙」，292-293 頁）

ルターは神の召命する家職を天職と位置づけるが、この「召命」について2つに分類する。「召命に駆り立てられる人は最善の職業をもち、自発的に召命をもつ人は当初は喜んで受けるが、後になるとサタンに苦しめられる」（卓上語録，338 頁）と。すなわち、第1の召命は「召命に駆り立てられる」場合で、エートスと呼ばれる内的精神起動力を担う天職に就く場合である。第2の召命は「自発的に召命をもつ」場合で、職業義務の外的形態で外的に職業労働をする場合である。第1の召命は「従順な下女、忠実に働く従僕、産婦」に共有されている「神の命令、秩序を見ているからである」ことに由る。第2の召命は「幻影を見て祈る修道士」の場合である。天職は「神の隠された宝」と見なされる。ルターはこの世の天職に基づく殉教死を世俗的禁欲義務と考え、職務義務を「神の命令、秩序」を維持する「神の義」の現れとするテーゼ（提題）にまで昇華させるのである。この神の「命令、秩序」は主人－召使、女主人－家政婦、父・母－子供、医者－患者、師団長－傭兵、官吏－国民等の社会的配置（社会的分業）の中において「他者に対して義務と責任を負って」いて、その職務を果すことを神に命じられ、召命されていることによって保たれ、この仕えることへの義務の中で死ぬことを神の召命するところとなっている。したがって、天職倫理は「神の義」に基づく職務に「忠実に従事」することを世俗的禁欲の道徳、或いは良心の現われとする。それゆえ、殉職死は神の召命する職務を成就する際、「持ち場を離れたり」、或いは「非常な気弱さから避難」すべきでなく、「神さまの試練に身を委ねることを全うする」とこととなり、職務を果すことであると、ルターは考える。

(四) 後見人、医師、看護婦の殉教死と救貧の精神

ルターが天職倫理に基づく殉教死として第4番目に掲げたのは後見人及び医師・看護婦と被保護者、患者との関係での職務遂行に由る中で生じる殉職死である。ルターは救貧の精神を一番求められている弱い立場にある被保護者、患者に対する職務に由る殉職死について次のように述べる。

「両親がいないところでは、後見人、または近い親戚がその親族に責任があります。少なくとも、病気の親族のケアを彼らの代わって行なう人がいることをしっかり見届ける義務があります。実際、病人の世話をし、看護する人がいない限り、誰も隣人から逃げ出すことは許されません。すべての場合、「私が病気の時、訪ねてくれなかった」(マタイ 25:43)というキリストのみ言葉は尊重されるべきです。これらのキリストのみ言葉は、私たちが他者に縛りつけているのです。困難のなかにある隣人を見捨てることは許されません。すべての人は、自分が他者にしてもらいたいと思うことを、同じように隣人にも行なう義務があるのです。」

(卓上語録, 293頁)

救貧の精神は「私が病気の時、訪ねてくれなかった」ということが現実には起こらないようにすることであり、病気の時、訪ねて介護を尽すことである。貧民、或いは患者に対してこうした介護を義務づけられているのは後見人、医者、看護婦の職務であり、忠実に仕え^{つか}ることを求めらるのである。したがって、介護の際、危険が迫って職務の成就を果すため、殉職死を遂げることは天職倫理の上から職務を果すこととなり、神の召命するところとなる。

以上のように、ルターは殉教死、或いは殉職死を遂げる典型として「迫害」死を挙げ、天職倫理の世俗的禁欲の義務、或いは職務上の義務としてその死を位置づけているが、4つの災い・罰である(1)疫病(ペスト)、(2)飢饉、(3)剣、そして(4)有害な獣に襲われる場合、「逃げるべきか」或いは「殉職死」を遂げるべきかのどちらを選択するのかという問いかけに対して避難し、逃げるべきであると答える。しかし、その際、「信仰の強い人は留まらせなさい。避難した人たちを罵らないようにと忠告しなさい」と答える。

(3) 「神の愛」に基づく救貧の精神

ルターは「神の義」に基づく場合と「神の愛」に基づく救貧の精神とを区別し、前者を十字架の神学、そして後者を愛の哲学と呼ぶ。したがって、近代的旧救貧法の精神は愛の哲学、つまり「神の愛」に基づくものとして生み出され、プロテスタントの倫理の産物となる。ルターは「神の義」を「キリスト者の自由について」で論じたが、「神の愛」を「ハイデルベルク討論」の第二八命題として次のように説く。

「第二八命題

「神の愛」はその愛するものを見いだす(つまり探究する)のではなく、むしろ創造する。人間の愛はその愛するものによって起こる。

第二の部分は明瞭であって、すべての哲学者と神学者の見解である。なぜならアリストテレスによれば、魂のすべての能力は受動的であり、質料的であって、受容することによって働くという点を考慮すると、対象が愛の原因であるから、こうしてまたアリストテレスの哲学は、すべてのものにおいて自己の利益を求め、善いものを与えるよりもむしろ受け取るがゆえに、神学と矛盾していることが証明される。

第一の部分も明瞭である。なぜなら人間の中に生きている「神の愛」は、罪人たち、悪人ども、愚か者ら、弱い者たちを愛するから。こうして「神の愛」は彼らを義人たち、善人たち、賢い者たち、強い者らとなし、むしろ溢れ出ていって、善いものを与える。それゆえ罪人たちは愛されているがゆえに、美しいのであって、美しいがゆえに愛されるのではない。したがって人間の愛は、罪人や悪人どもから逃避する。このようにしてキリストは、「私が来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招くためである」（マタ九・一三）と語りたもう。

そしてこれこそ十字架から生まれた十字架の愛である。この愛は、享受できる善いものが見いだされず、むしろ悪人や貧者に善いものを授ける場所に自身を差し向ける。「受けるより与える方が幸いである」（使二〇・三五）と使徒は言う。それゆえ、詩編四一編（一節）に「困窮者と貧者を思いやる人は幸いである」とある。ところが知性が本性上その対象とするものは、無なるもの、つまり貧しく困窮する者ではなく、存在するもの、つまり真なるもの・善せるものである。したがって知性は外観にもとづいて判断し、人間の外面を受け入れ、そして目に示されるものなどにもとづいて判断する。」

（金子晴勇訳「ルター神学討論集」，132-133頁）

ルターは「神の愛」を十字架の愛に、人間の愛をアリストテレスの哲学とに類型化し、区別する。したがって、ルターは「神の義」を十字架の神学に、そして「神の愛」を十字架の愛の両方をキリスト者の信仰の2面性として捕える。次に、アリストテレスの哲学とルターの「神の愛」とはどう違うのであろうか。

アリストテレスの哲学は「人間の業」に要約され、利己心に基づく閉じられた人間の哲学（理性）を現わす。「人間の業」は理性の愛する被造物であり、「すべてのものにおいて自己の利益を求め、善いものを与えるよりもむしろ受け取る」愛の顕現化である。これに対する「神の愛」は十字架の愛であり、「人間の中に生きている「神の愛」であり、罪人たち、悪人ども、愚か者ら、弱い者たちを愛し」、「彼らを義人たち、善人たち、賢い者たち、強い者らとなし、むしろ溢れ出ていって、善いものを与える」愛である。どうして「神の愛」は悪人→義人、愚か者→賢い者そして弱い者→強い者へ生まれ変わらせ、人間の「創造」つまり、人間の再生（ルネサンス）をするのか。それは「人間の中に生きている神」の霊が「溢れ出ていって、善いものを与える」からであるが、霊の「溢れ出」る「活動的な業」によってであるのでこの創造活動をルターは「神の業」と呼び、アリストテレスの哲学である「人間の業」と対比する。したがって、宗教改革とルネサンスはルターの「神の業」と「神の愛」の現われとなる。

尚、この神の「活動的な業」は第二七命題によって次のように描かれる。

「第二七命題

キリストのわざは活動するものであり、わたしたちのわざは実現されたものである、と言われるのは正しい。こうして「実現されたわざは活動的なわざの恩恵によって神に喜ばれる」と言われるのも正しい。

なぜならキリストがわたしたちの中に信仰によって住みたまうかがり、彼はもうすでに彼の諸々のわざに対する生ける信仰によって、わたしたちをわざへ動かしたもうから。というのは彼が自らなしたもうわざは、信仰に

よってわたしたちに与えられた神の戒めの実現であるから、わたしたちがキリストのわざを注視すると、それらのわざを模倣するように促される。それゆえ使徒は「あなたがたは神に愛されている子供であるから、神に倣う者になりなさい」(エフェ五・一)と言う。このように聖グレゴリウスが「キリストのすべての行為はわたしたちに対する教えであり、確かに(わざへ向ける)刺激である」と語っているように、憐れみのわざはわたしたちを(その憐れみによって)救ったわざによって呼び起こされる。キリストの行為がわたしたちの中にあるなら、それは信仰によって生きている。というのは「あなたの後にわたしを連れてってください。わたしたちはあなたの香油のかぐわしき」、つまりあなたのわざ「を慕って走ります」(雅一・三一四)という言葉にしたがって、それは激しくわたしたちを誘うから。」

(「ルター神学討論集」, 132頁)

ルターは十字架の神学を「神の義」に求め、「神の業」によってあわれみの貧しい人の罪を義にかえる際、内なる心の中に生きている神の「活動的な業」によってこの「神の業」を果すのであるが、心の根底でのこうした信仰のみによって生じる十字架の神学の形成を第一段階として把握し、信仰の義を木に例える。次に、第二段階として、ルターはこの信仰の木に実る果実を「神の愛」として位置づけ、救貧の精神と見なす。この救貧の精神はあわれみでキリストが罪深い貧しい人に恵みを与えて義人に生まれかわらせたことと同じように、今度は隣りの人(他人)にあわれみを注いで、その貧しい困窮者に恵みをもたらし、余分な財貨を与えて愛の模範を示すことをキリスト者の召命とする。したがって、ルターは信仰の木に実る果実を「神の愛」と位置づけ、信仰の恵みを他の人を助け、救うために分かち与えて愛を注ぐことを救貧の精神と位置づけ、ここに近代的救貧法の精神と近代的社会事業・福祉社会の礎を築くのである。ルターはこうした「神の義」(信仰の木)と「神の愛」(木の実)を両輪にする近代的救貧の精神を「四句節第二主日の福音書」のマタイによる福音書第一五章二一・一二八節の中に次のように見出す。

「さて、イエスはそこを出て、ティルスとシドンの地方に行かれた。すると、この地で生まれた一人のカナンの女が出て来て、「主よ、ダビデの子よ、わたしをあわれんでください。娘が悪魔にとりつかれてひどく苦しんでいます」と彼に向かって叫び続けた。しかし、イエスは一言もお答えにならなかった。そこで弟子たちがみもとに来て、願って言った、「この女を追い払ってください。叫びながらついてきますから」。するとイエスは答えて言った、「わたしは、イスラエルを失われた羊以外の者には、遣わされていない」。しかし、女は近寄り、彼の前に跪いて、言った、「主よ、わたしをお助けください」。イエスは答えて、言われた、「子供たちのパンをとって小犬に投げるのはよろしくない」。女は言った、「はい、主よ、その通りです。でも、小犬もその主人の食卓から落ちるパン屑は、食べます」。そこでイエスは答えて言われた、「婦人よ、あなたの信仰は立派である。あなたの願い通りになるように」。その時、娘の病気は癒された」

(植田兼義・金子晴勇訳「ルター教会暦説教集」, 230頁)

ルターはこの「マタイによる福音書第一五章二一・一二八節」を信仰の福音を説き明かし、(1)信仰の義から、(2)「神の愛」による「救貧の精進」への2段階の進行を描き、「教会暦説教集」(ポスティレ)の標準版として収集し、1521年3月(38歳の時)に出版した。

第一段階—福音による信仰への信頼（「神の義」）

信仰への信頼は福音の言葉、恩恵の言葉を心根で捕え、どんな拒否にあっても信仰を求め続け、成就することである。このマタイによる福音書の中で惨めな、みすばらしい、罪深いカナンの婦人はイエスによって3度拒否されても、その拒む中に穩されている神の真意を見抜き、終にイエスの認めるところとなって、信仰を確立し、神の恩恵を受けること（娘の病気を治すこと）になる。

イ）第1回目の拒否—キリストの後を追いかけても、拒んで後ろを振り向こうともしない。

カナンの婦人は「娘」の病気をイエスの恩恵とあわれみの業^{わざ}で癒してもらうべく、イエスの後を叫びながら誓願（祈りと信仰）し続ける。しかし、イエス・キリストは怒りを現し、拒み続け、恩恵を深く隠して歩き続ける。つまり、「イエスは一言もお答えにならなかった」と。

ロ）第2回目の拒否—弟子たちの執り成しをも拒むが、婦人はなお後を叫びながら追いつける。

弟子たちが婦人の信仰と祈りの誓願^{すが}を続けて「御言葉に寄り縋る」熱い気持ちを察し、キリストに執り成しをするが、これを拒否（2回目）して言う。「わたしはイスラエルの家の失われた羊以外の者には、遣わされていない」と。すなわち、キリストが誓願を聞くのは約束したイスラエルの家に対してのみである、と答え、拒むのである。

ハ）第3回目の拒否—子供のパンをもらうのに値しない子犬と見なされ、拒まれる。

しかし、婦人は拒みの中に隠された神の意志とその恩恵の福音を信じ、み「言葉に寄り縋^{すが}」り、叫びながら家に入り、キリストの「前に跪^{ひざまず}」く。キリストは「子供たちのパンをとって小犬に投げるのはよくない」と言って、婦人を小犬に見たて、パンをもらうに値しないと拒む。

3回目の拒否は婦人を「呪われた者、失われた者で、選ばれた者たちの中には数えられない」ことを暗示するもので、救いの予定に入らない意味である。しかし、婦人はこの3回目の拒否の中に穩されている神の真意を探りあてて、「小犬もその主人の食卓から落ちるパン屑は食べます」と答え、キリストのみ言葉に寄り縋うのである。

第二段階—福音による「神の愛」—娘の病気を治す救貧の精神

婦人は3回のキリストによる拒否にも拘らず、福音の叫びをあげ続け、信仰と祈りの誓願を果し、信仰の義を心根に刻みつける婦人はキリストのあわれみを受け、貧しさ、罪深さと「神の義」と交換し、信仰の義を確立する第一段階を経る。この信仰の礎^{いしづえ}は木となって実をならし、神の恩恵と宝を育くみ、「神の愛」を開花する。キリストは「神の愛」を注ぎ、婦人に恵みを与えるべく答える。「婦人よ、あなたの信仰は立派である。あなたの願い通りになるように」と。これを受け、「神の愛」とあわれみの業は婦人の娘に注がれ、「その時、娘の病気は癒された」のである。ここに「神の愛」は「神の義」^{いしづえ}を礎にして救貧の精神として花を開かせ、隣人愛として顕現化する。

ルターは前述した「ハイデルベルク討論」第二八命題の中でも第二段階の「神の愛」を救貧の精神^{いしづえ}として「十字架の愛」と見なし、救貧の精神を隣人愛と結びつける。すなわち、「キリストは、「わたしが来たのは、正しい人を招くためではなく、罪人を招くためである」と語ったもう。

そしてこれこそ十字架から生まれた十字架の愛である。この愛は、享受できる善いものが見出されず、むしろ悪人や貧者に善いものを授ける場所に自身を差し向ける。」と。このように、十字架の愛は「神の愛」としての恵みとあわれみを隣りの貧しい、あわれな人に与える「受けるよりは与えるほうが幸いである」救貧の精神として開花する。ルターはこの「神の愛」(十字架の愛)を成就することをキリスト者に求め、「困窮者と貧者を思いやる人は幸いである」と位置づけ、宗教改革のもう一つの柱として近代的救貧法の精神と近代的社会事業・福祉社会を築こうとする。したがって、ルターは「神の義」=十字架の神学を宗教改革の心根に据え、と同時に「神の愛」を人間の再生するルネサンスの精神的起動力に据え、中世から近世への移行を成就しようとする。

6 章 イギリス旧救貧法の資料探索 —

ジョン・ウェブ 女澤史恵訳

「エリザベス朝時代のイプスウィッチ市の救貧状況」 (二)

目 次

序論

I トゥーリー基金 The Tooley Foundation (154 号)

II クライスト病院 Christ's Hospital

II クライスト病院 Christ's Hospital

1. 貧民への支払い, 1578-9 年

1578 年 9 月 5 日から 1 年間の支払い記録は、残存する貴重な資料である。一般徴収の共有として同病院の貧民への週払いの手当として受給された合計金額の完全な記録である。受給額は、各個人の必要性に応じて、最低 4 d. から最高 16 d. までの幅がある。受給者の人数は 3 万 6 千人にのぼる。最初と最後の金額が公表するために選択されている。原稿によって網羅されている 52 週の各期間における支出総額は付録 D (154 号参照) に示されている。

i

f. 91 r.

1578 年 9 月 5 日までの一週間に本病院に収容されている貧民への支給額。

Wylliam Browning と妻	6 d.	未亡人 Starre	4 d.
Margaret Hamont	10 d.	未亡人 Jonson	4 d.
未亡人 Wylson	4 d.	Edmund Slokam, Jonson の妻と一緒に	10 d.
Within Frysel's charge			
Wylliam Borow, 子ども	16 d.	Thomas Slokam	12 d.
Alyce Punder	16 d.	Margaret Arbert	12 d.
Johan Keme	12 d.	Alyce Downew	12 d.
Henri Butler	12 d.	Martha Dodson	10 d.
Hellen Judde	12 d.	John Battell	10 d.
France[s] Pytman	12 d.	Anne Butler	10 d.
Margaret Goodwyn	12 d.	John Dameron	10 d.
Elyzabethe Battell	12 d.	Edmund Tayler	12 d.
Suzan Ive	12 d.	Judyth Whyte	12 d.

Margaret Letherdale	12 d.	Gyles Stowe	12 d.
Thomas Smythe,	10 d.	Anne Bettes	12 d.
子ども		Katherin Bufken	
Mary Slokam	10 d.	Bryget Hylle	12 d.
John Jonson	10 d.	Alyce Butler	12 d.
Crysten Hygham	10 d.	Scyslye Dameron	12 d.
合計 28 s. 10 d.			

ii

f. 116 v

1579年8月28日に本病院に収容されている貧民へ支払われた金額

Mawde Browning, 未亡人	6 d.	John Partryge と妻	10 d.
Margaret Hamont, 未亡人	10 d.	Jonson の妻,	10 d.
		Edmund Slokam の扶養費として	
Johan Starre, 未亡人	6 d.		
Within Frysel's charge			
Wylliam Borow, 子ども	16 d.	Margaret Letherdale	12 d.
Alyce Punder	16 d.	Abygall Berye	12 d.
Thomas Slokam	12 d.	James Battell	12 d.
Margaret Arbert	12 d.	Thomas Smythe, 子ども	10 d.
Alyce Downes	12 d.	Mary Slokam	10 d.
Hellen Judde	12 d.	Crysten Hygham	10 d.
Frances Pytman	12 d.	Martha Dodson	10 d.
Margaret Goodwyn	12 d.	John Dameron	10 d.
Elyzabeth Battell	12 d.	John Battell	10 d.
Suzan Ive	12 d.	Anne Butler	10 d.
Crysten Hovell	10 d.	Anne Bettes	13 d.
Jefferye Pawle	10 d.	Scyslye Dameron	13 d.
Judyth Whyte	13 d.	Jane Kowper	13 d.
Gyles Stowe	13 d.	Annes Jonson, 未亡人	[空白]
Alyce Butler	13 d.	Tomyzen Dowlyng	4 d.
合計 29 s.			

2. 会 計

エリザベス朝時代の現存する Christ's Hospital の会計帳簿は、大部分が1569年から1587年にかけてのものである。

i

1580—81年

f. 118 r.

Robert Lymmer, Wm. Bucknan, Thomas Gleede, John Goylmer, イプスウィッチの Chryste's Hospital の役員の会計。1580年の聖ミカエル祭から1581年の聖ミカエル祭における

収支に関して。

f. 118 v.

収益			
Mr Wm. Smart	3 li.	16 s.	ob. qr.
Robert Style		40 s.	
John Daye		40 s.	
Mrs Kelke	6 li.		
John Nyckoles		20 s.	
Rychard Battell	8 li.		
Mrs Gylbert		40 s.	
夫 Jeffrey Gylbertt の病院への贈与			
John Damron	5 li.		
		10 s.	
Stevyn Baxtor	3 li.	6 s.	8 d.
7 人のフリーマン, Wm. Coke, Christofer Alderman, John Alderman, Henrey Beckett, Osburne, Nyckolas Crashfelde, Thomas Man		7 s.	
貧民ボックスから		2 s.	7 d.
Fryssell	10 li.	10 s.	9 d.
Mr Smarte			ob.
		34 s.	
	5 li.	11 s.	3 d.
	5 li.	14 s.	11 d.
合計	57 li.	13 s.	3 d. qr.

f. 119 r.

支出			
Thomas Borrowe		26 s.	4 d.
病院にいる貧民の靴下 27 足分			
病院にいる貧民のシャツとスモック用の麻布 67 エルと 11 d./エルの運搬費として	3 li.	3 s.	10 d.
Mother Jonson		17 s.	
靴下 28 足分			
Anne's の少女へ靴下 1 足分			8 d.
単価 11 d. の lockrom を 8 ヤード		7 s.	4 d.
シャツとスモック 46 枚と coyves 18 枚分のバンドを作 るため			
ynkell 代として			5 d.
シャツとスモック 46 枚, coyveses 18 枚, kercher, apnenes 20 枚の合計金額		4 s.	10 d.
greaye russett 6.5 ヤード		11 s.	
Clement Slokam と Ann Annes (病棟にいる) にコート 2 枚, 靴下 1 足, を作るため			
製作費として			20 d.
russett 3.5 ヤード		4 s.	7 d.
Gyles Stone に靴下 1 足, ジャケット 1 枚, 裏地用の黒い 綿布, ダブレット 2 枚,			

Anne Annes の靴下 1 足		8 d.
麻布 4 ヤード	3 s.	8 d.
Alce Punder のためにスモック 2 枚分, 製作費		
Anne Annes のために頭巾 2 枚を作るための lockrom 3/4		7 d.
Alce Punder のためにエプロン 1 枚, ネッカチーフ 2 枚, kercher 1 枚, Anne Annes のためにスモック 2 枚, ker- cher 2 枚, エプロン 1 枚		11 d.
Mr Badbey	5 s.	4 d.
Clement Slokam のために靴下一足		8 d.
合計 7 li. 14 s. 6 d.		

f. 119 v.

支出		
Robert Coppyn	3 s.	
洋服を掛ける 3 d./li の物干し綱 12 li.		
ガラス修理		12 d.
Coppyn にインク代として		3 d.
Laraunce Bodnam に 4 s./ロードの木材を 60 ロード代	12 li.	
積み重ね代として	7 s.	6 d.
John Hugon に 2 s./ロードの brome 6 ロード	12 s.	
Courtneil に 2 s. 6 d. の brome 3 ロード	7 s.	6 d.
Henrey Suthwell に 2 s. 2 d./ロードの brome を 10 ロード	21 s.	6 d.
John Hagens に 20 d./ロードの brome を 8 ロード	13 s.	8 d.
brome 1 ロード	2 s.	4 d.
brome 1 ロード	2 s.	8 d.
Rushmer の Ryvett に brome 2 ロード	4 s.	8 d.
Stone に brome 2 ロード	4 s.	8 d.
Henrey Suthwell に 2 s. 4 d./ロードの brome を 8 ロード	18 s.	8 d.
Christofer Lymmer に	2 s.	8 d.
Laraunce Trowse に	4 s.	5 d.
John Walles	3 s.	7 d.
Palmer に病院の配管修理代として	6 s.	9 d.
Robert Coppyn に紙代として		4 d.
Ralfe Canawaye に靴の修理代として	29 s.	
Smythe に桶の修理代として	14 s.	11 d.
Henrey Suthwell に brome 4 ロード	9 s.	4 d.
brome 2 ロードを追加	4 s.	10 d.
John Alderton に木材の横樋		12 d.
thrydd		12 d.
合計 22 li. 17 s. 11 d.		
総額 28 li. 17 s. 5 d.		

f. 120 r.

請求書

16 li. 2 s.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）（大場四千男）

		34 s.		
Henrey Creme	5 li.	14 s.	11 d.	
収益総額	57 li.	13 s.	3 d.	qr.
支出総額は 28 li. 17 s. 5 d .	52 li.	8 s.	4 d.	
請求総額は 23 li. 10 s. 11 d.				
本会計の残りは町の利用にまわす	5 li.	4 s.	11 d.	qr.

[署名]

Augustin Parker
William Smarte
Rauff Scryvener
Edwarde Gooddinge
Wm. Bloyse

f. 120 v.

シャツ, スモック, コイフ, エプロン, 靴下, 靴

	Shyrtes	Smockes	Hosen	Shooes	Aporns	Coyves
Alce Downyng	—	1	1	1	1	1
Thomyseng Downyng	—	1	1	1	—	1
Brygett Hill	—	—	1	1	—	1
Jane Cowper	—	1	1	1	—	1
Cysley Damron	—	2	1	1	—	1
Alce Buttler	—	2	1	1	—	1
Denys Drakus	—	1	1	1	—	1
Gyles Stowe	2	—	1	1	—	—
Thomas Smythe	2	—	—	—	—	—
John Damron	2	—	1	1	—	—
John Battell	2	—	1	1	—	—
Jeffrey Paule	2	—	1	1	—	—
Thomas Slokam	2	—	1	1	—	—
Edmond Slokam	2	—	1	1	—	—
James Battell	2	—	1	1	—	—
John Cowper	2	—	1	1	—	—
Fraunces Pytman	—	2	1	1	2	1
Alce Hale	—	2	1	1	—	2
Wm. Borrowe	2	—	1	1	2	—
Judethe Whyte	—	—	1	1	1	—
Margrett Letherdall	—	2	1	1	2	1
Elsabeth Berey	—	2	1	1	1	1
Abigall Berey	—	1	1	1	2	1
Fraunces Pitman ¹	—	2	1	1	2	1
Margrett Harbur	—	2	1	1	2	1
Susane Iffe	—	2	1	1	2	1
Margrett Goodwyn	—	1	1	1	2	1
Rose Peryman	—	1	1	1	2	1
Matha Dodson	—	1	1	—	—	—

Alce Punder	—	2	—	—	—	—
	48		28	27	21	18

¹This name also appears earlier in the table.

ii

1585—6 年

f. 1 r.

1585 年

1585 年の聖ミカエル祭から 1586 年の聖ミカエル祭までの 1 年間におけるイプスウィッチの Criste's Hospital の役員に選出された Augustin Parker, Wm. Bloyze, Robarte Snellinge, John Carnaby の会計報告。

Mr Raffe Skryvener

Mr Steven Baxter

Baylyffes

f. 1 v. [空白]

f. 2 r.

1585 年—収入：

月	日		£	s.	d.
10	2	Roberte Styles から Whytton の地代半年分を 聖ミカエル祭の日に受領	1	—	—
	28	病院の貧民用金庫から受領	—	2	—
11	6	Henry Handham から徴収金として受領	1	—	—
	20	Henry Handham から徴収金として受領	1	—	—
12	8	Richarde Battell から半年分を聖ミカエル祭に 受領	4	—	—
	22	Thomas Gleede から本病院における現在の監 査残額として受領	—	12	—
1	13	醸造者 Gybberd Mayor から町に支払った 20 li. のうち 14 li. を受領。さらに、本病院の貧民の ための備品貯蔵用に 20 s. を徴収金として受領。 また、5 li. を町の貧民に寄付し、	14	—	—
	2	Henry Hanham, 20 s.	1	—	—
	10	Henry Hanham, 20 s.	1	—	—
	14	Thomas Elmes の遺言執行人の一人である Thomas Glascoke から Criste's Hospital へ の遺贈として受領	25	—	—
—		Thomas Dedham と他のろうそく商人から、町 に負債を負っていた 5 li. と、ろうそくハウスから 売られた設備の保証金として 14 li. 2 s. 8 d. の合計金額を受領	19	2	8

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）（大場四千男）

	23	Mr Nichols, Mr Stratton から今年の年金を受領	1	—	—
2	14	粉屋の Roberte Noot から今年分を受領	2	—	—
	25	Henry Hanham から徴収金として受領	2	—	—
3	9	徒弟として市民になることを誓った Jeffery Sponer から 12 d. を受領 徒弟の Christofer Parker から 12 d. を受領 徒弟の Henry Deelee から 12 d. を受領 John Herne の使用人から借金返済として 2 s. 6 d. を受領	—	5	6
	12	Henry Hanham から徴収金として 20 s. を受領	1	—	—
	25	Roberte Stiles から地代の半年分を受領	1	—	—
4	19	Great Corte の人々から徴収： Edmunde Dodson から 2 s. 6 d. 自由民の George Coppen から 1 s. John Lusko から 1 s. Robarte Lacklonde から 1 s.	—	5	6
5	3	Henry Hanham から徴収金として受領	1	—	—
	18	Henry Hanham から徴収金として受領	2	—	—
7	30	Richarde Battell から地代の半年分を受領	4	—	—
7	30	Thomas Pratt から Thomas Eallme の遺残贈与として受領	14	17	6
	—	Mr William Smarte から受領	20	—	—
		[合計収入]	117	[05	2]

f. 2 v. [空白]

f. 3 r.

1585 年—支出

月	日		£	s.	d.
10	15	本病院の案内人 Henry Hanham にハウスの管理代として	1	—	—
11	6	Henry Hanham にハウスの徴収金の集金代として	1	—	—
	10	Raffe Connewaye に病院の雑費である靴代と靴の修理代として	1	7	—
	20	Henry Hanham にハウスの徴収金の集金代として	1	—	—
12	4	仕立て屋 Thomas Brederton に、病院の子ども服の製作代として	—	10	4
	6	病院のライ麦 6 bs. 代として			[空白]
	23	仕立て屋 Thomas Bretherton に、労働代として	—	2	7
	24		2	8	—
	27	St Hellen 教区の仕立て屋 Thomas smithe に、病院用の衣服製作代として	—	8	10
1	2	Henry Hanham に徴収金の集金代として	1	—	—
	3	靴職人 Raffe Conwaye に病院用の靴の製作と修理費として	—	19	2
	10	Henry Hanham に徴収金の集金代として	1	—	—

	13	Robart Goodwyn に	1	6	8
	—	Henry Hanham にクリスマスまでの四半期分の賃金として	3	6	8
	21		—	3	—
	—	Henry Hanham に管理代として	1	—	—
	28	Barthellmew Fenne に病院の食料用のライ麦 20 コム代として	8	—	—
	31	Mr Smarte	—	5	8
2	4	Henry Hanham に徴収金の集金代として	1	—	—
	25	Henry Hanham に徴収金の集金代として	2	—	—
3	2	Bartilmew Fenne にライ麦 10 コム代として	5	—	—
	—	Bartilmew Fenne に運搬代として	—	4	—
	12	Henry Hanham に徴収金の集金代として	1	—	—
	14	Thomas dedham に本病院用のニシン代として	—	18	—
1586	28	Sprawton の Wm. Bune に 4 コムの運送代として	1	12	—
	31	Thomas Eldred に本病院の備蓄用ニシン 1 bs.	—	17	—
	—	本病院の債務として金庫に入金	—	—	6
4	5	Henry Hanham に聖ミカエル祭までの四半期の賃金として	3	6	8
	8	靴屋 Thomas Borows に本病院の貧民用の靴代として	1	—	—
	9	オランダ人 Jan に本病院備蓄用のリング 100 匹代として	2	—	—
			43	16	1 1/2

f. 3 v.

支出—1586 年 [続き]

			£	s.	d.
4	29	John Goymer に	2	3	9
5	2	John Warde に使用人 Wm. Morse	2	12	3
4	末日	Henry Hanham に徴収金の集金代として	1	—	—
	5	Raffe Conweye に子ども用の靴修理代として	—	2	6
	14	John Blagge に鍵の修理代として	—	—	4
5	18	Henry Hanham に食料品の管理代として	2	—	—
	28	Henry hanham にハウスの食料品の管理代として	2	—	—
6	2	集金人 Roberte Bacon に本病院の職務代として	—	3	4
	—	Tatiston の Mr Wm. Downew に、薪代として	4	10	—
	20	Henry Hanham にハウスの食費代として	2	—	—
	25	Robert Halle に	1	18	6
	27	Robart Halle に病院用の brom	1	6	8
	30	Robart Lane に彼の妻のためのライ麦	5	—	—
	—	Henry Hanham に夏季の賃金として	3	6	8
7	7	John Brown と運搬人に	—	3	3

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）（大場四千男）

8		Robert Hale に使用人 Edmunde Webbe が病院への支給として 10 chalder の kole を運んだ費用として	6	6	8
12		John Huggen に 10 chalder の colle を病院への運搬費として	—	6	8
—		ペンキ屋 Thomas Steventon に病院の説教代の塗装代として	1	5	—
8	4	Mr Hanham にハウスの食費として	2	—	—
25		病院の貧民のシーツとショーツ用の麻布 120 エルの代金として。ロンドンの Mr Morris から購入。	5	15	—
9	9	Henry Hanham にハウスの食事代として	2	—	—
—		8 月 16 日と 22 日に病院の製粉用穀物として支給されたライ麦 3 comb の代金として製粉屋に	1	10	—
15		Roger Mopted に、病院の貧民の子ども用衣服代として	1	16	—
			49	06	7

f. 4 r.

支払い—1586 年（9 月）〔続き〕

9	24	Henry Hanham にハウスの食費として	2	—	—
10	初日	Henry Hanham に聖ミカエル祭までの 1/4 年分の賃金	3	6	8
—		Mr Thomas Prate にライ麦代として	14	17	6
—		Thomas Knappe にライ麦代として	2	8	—
(未払)					
—		Me Ragge Skryvener に病院の地代として	—	05	6
—			—	10	8
—		Jno. Faierwether に病院用の cole 代として	—	13	—
			24	01	4
			49	06	07
			43	16	01
					1/2
		〔支出の合計〕	117	04	0 1/2
		収益の合計	117	5	2
		支出の合計	117	4	0 1/2
		病院利用のための手数料	000	1	1 1/2

以上が私 Jno. Knappe に 1588 年 3 月 26 日に支払われた

〔署名〕	John Barkar	Crystofare Crane
	Edwarde Gooddinge	Wm. Bloyse
	William Smarte	John Bren
	John Knappe	Christofer Warde
	Robert Lymmer	[Jeffery ?]

iii

1596-7 年

f. 1 r.

Mr Goodinge, Mr Mydnall, John Warde, Gylbertt Lynkfyld, Christ's Hospital の役員,
会計係の John Warde による 1596 年の聖ミカエル祭から 1597 年の聖ミカエル祭までの会計報
告。

f. 1 v. [空白]

f. 2 r.

収益			
John Teye から St Clement にある 1 年間の借地代として	14 li.		
Simyon Goodinge から Christofer Lawrence に 1 年間の借 地代として	10 li.		
William Sponner 別名 Jaffre から Mr Felowe's 教区の年間 の借地代として	2 li.	6 s.	8 d.
酒屋 Whisle から St Peter's 教区にあるハウスの 1 年間の借 地代として	1 li.	6 s.	8 d.
Taylor's Halle の長から年間使用料として		13 s.	4 d.
Sherman's Halle の長から年間使用料として		13 s.	4 d.
Hush Shell からハウスの借地代として		20 s.	
Thomas Kenington の譲受人から後の Mr Fellowe's 教区の ハウスの年間使用料として	2 li.	2 s.	6 d.
Mr Barkeley から庭の年間使用料として		5 s.	
Mathew Wynde からハウスに隣接する庭の使用料として		2 s.	6 d.
Mr Poly から		15 s.	
Thomas Sharpe から St Hellene's 教区のハウスの使用料		13 s.	4 d.
Richarde Bennet から St Helene's 教区の他の年間借家代と して		13 s.	4 d.
合計	34 li.	11 s.	8 d.

f. 2 v.

フリーマンからの収益			
Toby Marrett から Mr Jaffry に, 12 月 9 日			12 d.
Cristofer Cardnall から Mr Lymmer に, 12 月末日			12 d.
Richarde Burringham から William Coke に, 2 月 21 日			12 d.
Thomas Sevet から George Coppinge に, 3 月 22 日			12 d.
Simonde Tovell から, 3 月 22 日		2 s.	6 d.
Richarde Sickellmore から 8 月 16 日			12 d.
Samuell Parkehust から Steven Grenwiche に, 9 月 22 日			12 d.
William Cliatt から Steven Grenwiche に, 9 月 22 日			12 d.
Edward Goodinge から		12 s.	6 d.
Mr Goodyng から	13 li.	6 s.	13 d.
合計	14 li.	8 s.	8 d.
総計	49 li.		4 d.

f. 3 r.

支払い			
	5 li.	2 s.	6 d.
本病院の管理人 Nicholas Sutton に 9 人分の年間食費として	15 li.	22 s.	
Nicholas Sutton にハウスの子どもの救貧のために, 12 月 27 日		20 s.	
本病院の貧民の洋服代として	12 li.	15 s.	
その他		5 s.	
Hadley の Warren に麻の梳き代として, 10 月 8 日		2 s.	
Warren に毛の梳き代として, 10 月 16 日		2 s.	4 d.
貧しい子どもたちのベッドの裏張り布代として, 11 月 1 日		3 s.	9 d. ob.
修繕屋 Thomas Thourmode に, 11 月 1 日		2 s.	
台所の koke を直すために			1 d.
本病院の子どもたち 6 人に			6 d.
Mr Tye に, 11 月 6 日	3 li.	15 s.	
11 月 6 日			10 d.
Henry Sothell に		5 s.	
合計	39 li.	6 s.	3 d. ob.

f. 3 v.

支払い [続き]			
Brande の妻へ, 貧しい子どもたちのシャツ 5 枚の製作費として, 11 月 11 日			10 d.
Nicholas Sutton へ, 貧しい子どもたちに一足あたり 6 d. の編みタイツ 23 足, 11 月 27 日	17 s.	3 d.	
11 月 27 日	5 s.	10 d.	
Sutton の妻へ, シャツとスモック 18 枚の製作費として, 11 月 27 日	3 s.		
Hadly の Thomas Warrant へ, 11 月末日	2 s.	4 d.	
貧しい子どもに 6 ダースの針と糸, 12 月 5 日		9 d.	
Thomas Porredge へ, 少年用コートにボタンを縫い付けるための革紐代として		4 d.	
Thomas Brotherton へ, 下記の衣服製作代として			
Madline Harisson のペティコートとウエストコート		12 d.	
Annis Laye のジャーキン 2 枚とズボン 2 枚	2 s.		
Elisabethe Sherman のドレス 4 枚	1 s.	4 d.	
Cristian Lufe のドレス 1 枚		8 d.	
John Jackson のジャーキン 1 枚とズボン 1 枚		7 d.	
John Brande のジャーキン 1 枚とズボン 1 枚		7 d.	
Mary Daye のドレス 2 枚他		16 d.	
Robert Blumfelde の長コート		8 d.	
合計	40 s.	4 d.	

f. 4 r.

支払い [続き]
仕立て屋 Warde へ, 以下の衣服の製作代として, 12 月 14 日

Sara Rowlande に、ペティコート1枚とウエストコート1枚		12 d.
Rebecca Smythe に、ペティコート1枚とウエストコート1枚		12 d.
Rose Hermon に、ペティコート1枚とウエストコート1枚		12 d.
Elizabethhe Marten に、ドレス1枚		13 d.
Francis Hermon に、ドレス2枚		16 d.
Cristian Loufe に、ドレス1枚		8 d.
Elizabethhe Sherman に、ドレス1枚		8 d.
Rose Harmon に、ドレス1枚		8 d.
Elizabethhe Marton に、ドレス1枚		8 d.
John Mynter へ、以下の衣服の製作費として		
John Jade に、ジャージン2枚、ズボン2枚、	2 s.	
John Brande に、ジャージン1枚、ズボン1枚		12 d.
John Jackson に、ジャージン1枚、ズボン1枚、		12 d.
John Hempson に、ジャージン2枚、ズボン2枚	2 s.	
John Jergefylde に、ジャージン2枚、ズボン2枚	2 s.	
Nicolas Smythe に、長コート2枚		16 d.
Roberte Adames に、長コート2枚		16 d.
Henry Barill に、長コート2枚		16 d.
John Jergefylde に、		16 d.
Margery Dawsons に、ドレス2枚、		16 d.
Robarte Blumfylde に、長コート1枚		8 d.
合計	23 s.	

f. 4 v.

支払い [続き]		
John Mynter へ、Madlyne Harisson のペティコートの直し代		4 d.
	3 s.	10 d.
Thomas Buroowgh へ、ハウスの貧しい子ども用に20足の靴代として	21 s.	
Hadley の Thomas Warren へ、麻のカード代、1月20日	2 s.	
Simyon Goodinge へ、本病院の台所の修繕費、2月9日		12 d.
John Palmer へ、2月12日、止まらなくなった水道の修理		10 d.
新しいパイプへの交換と台所の竈の耐火石材	1 s.	6 d.
排水管の交換	2 s.	
上記作業で使ったソーダ代	3 s.	4 d.
作業代	2 s.	
Brande へ、2月14日、塔屋の修繕		6 d.
John Amyse へ、2月17日、病棟にベッドを設営した費用として		14 d.
ベッドの枠組みと釘代		9 d.
なめし革職人の Parkinge へ、2月23日、子どもの靴の修繕に使用した革代	7 s.	
革の詰め物の獣脂		11 d.
靴屋の Dericke へ、3月4日、貧しい子どもたちの靴13足の修理代		20 d.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）（大場四千男）

合計	49 s.	9 d.
f. 5 r.		
支払い [続き]		
Hadley の Warren へ, 3 月 4 日, 麻カード		6 s.
馬商人へ, 3 月 10 日,	2 s.	9 d.
4 月 6 日, 本病院の貧しい子ども Nicolas Smythe の埋葬代として		8 d.
St Peter's 教区のハウスの仕事代として		8 d.
John Jacson を埋葬するための墓代として, 3 月 28 日		4 d.
Wysman へ,		14 d.
本病院の裏庭にパイプ用の溝を作った作業代		8 d.
パイプの修理に用いた紐などの費用		3 d. ob.
6 月 12 日, 荷物運搬人へ, 墓石と敷石などの運搬費として		6 d.
Pysse へ, パイプの調査と, 上記の石の掘り出し代	2 s.	2 d.
John Palmer へ, 裏庭のパイプの修繕費として	4 s.	
Arther Egerton へ, 6 月 21 日,	2 s.	8 d.
馬商人 Hafine へ,		6 d.
Sutten の妻へ, 6 月 16 日, 幼い子供たちの頭巾代		6 d.
Robarte Kenington へ, 本病院の貧しい子ども達への治療費	2 li.	5 s.
Madline Harisson のナイフの製作費, 8 月 21 日		2 d.
合計	3 li.	8 s. 2 d. ob.
f. 5 v.		
支払い [続き]		
Hadlye の Thomas Warren へ, 麻カード代として, 9 月 7 日	2 s.	
靴屋 Norman へ, 本病院の貧しい子ども用の靴 13 足の修理代として, 9 月 10 日		22 d.
William Garratt の埋葬と墓代, 9 月 28 日		8 d.
石工 John Blage, 病院での作業代として以下を支払った		
裏門の鍵の修理		3 d.
台所のドアの新しい鍵の設置		3 d.
食品貯蔵室のドア鍵		5 d.
作業室の鍵		3 d.
鍋用フックや S 字フック		12 d.
廊下のドアの鍵		6 d.
病室の鍵の修理		2 d.
滞在用の部屋のドア鍵		4 d.
鍋用フック		8 d.
矯正施設のドア鍵の修理		4 d.
チャペルのドア鍵の修理		2 d.
coditt hede のドアに新たな鍵の設置		6 d.
fyshowse のドア鍵の修理		3 d.
吊るし柵の鍵		6 d.
Thomas Salter へ, 本病院の事務員の賃金, 1597 年の聖ミカエル祭までの 1 年間分	2 li.	

Mr Lame へ, St Peter 教区の借家の使用料として	1 s.	8 d.
女王の管財人 Mr Hunninges へ, 1596 年の聖ミカエル祭までの 1 年間分のクライスト病院の賃料	5 s.	
1 月 15 日まで免除		4 d.
運搬費		4 d.
少年棟の細い床張り板 8 ダース, 12 月 3 日		4 d.
合計	57 s.	5 d.

f. 6 r.

支払い [続き]		
ペティコートとウエストコート用の布地	2 s.	3 d. ob.
上着 2 枚の布地		7 d. ob.
上記上着の留め具など		1 d. ob.
12 月 5 日, ジャーキン 5 枚と腰紐用の布地		16 d.
12 月 6 日, 子どもたちの頭巾 6 枚		14 d.
上記頭巾用の布代		4 d.
上記頭巾用の糸代		1 d. ob.
少女 5 人のスモック 5 枚分の布地	4 s.	7 d.
シャツ 4 枚(Jade, Robert Adams, John Brande, William Garratt) 用の布代	5 s.	3 d. qa.
シャツとスモック 8 枚分の布地	8 s.	4 d.
Rose harman のスモック 1 枚の布地		16 d.
女性用の頭巾 3 枚の布地		8 d.
頭巾用の布地		1 d. ob.
頭巾用の布地		4 d.
シャツとスモックの布地		4 d.
少年棟の細い床張り板 2 ダース		4 d.
合計	39 s.	8 d. qa.

f. 6 v.

支払い [続き]		
11 月 26 日,		
ウエストコート用の布地		6 d.
ウエストコートのフックなど		ob.
11 月 26 日, ウエストコートの布地		6 d.
William Garratt の靴下, ジャーキン, 少女の上着の布地	1 s.	7 d.
上着の布地		3 d.
ウエストコート用のフックなど		ob.
上着 5 枚分の布地	1 s.	3 d.
ジャーキン 3 枚, ズボン 3 枚, 上着 2 枚の布地	4 s.	
ジャーキン用のボタン 4 ダース半		9 d.
衣服 10 枚分の布地	5 s.	
12 月 3 日, 女性用の衣服 11 枚分の布地	3 s.	9 d.
シャツ用の布地		8 d.
aperne 用の布地		2 d.
ジャーキン二枚分のボタン 2 ダース		4 d.
布地		6 d.

十六世紀イギリス旧救貧法の成立（四）（大場四千男）

12月20日, Elyzabethe Shermanの上着の布地		4 d.
Sara Rowlandのペティコート用の布地		12 d.
合計	21 s.	3 d.

f. 7 r.

支払い [続き]		
6月9日, 少女6人分の頭巾6枚の布地	1 s.	4 d.
頭巾用の布地		4 d.
頭巾用の布地		2 d.
8月3日, Madlyne Harissonのkuoyfe2枚用の布地		9 d.
koyfes用の布地		2 d.
合計	2 s.	9 d.
総計	54 li.	8 s. 8 d. qa.
残額	5 li.	8 s. 4 d. qa.
[署名]		
Jno. Knappe	Wm. Sparrow	
Robert Cutler	Thomas Sherman	
Rauff Scryvener	Thomas Syckellmor	
William Smarte	Christofer Lawrence	
Wm. Bloyse	Richard Martyn	

f. 7 v.

請願書	
本会計による支払いは	12 s. 6 d.
Mr Edward Goodingeに支払うべき墓石とmarbellの敷石6つなどの代金12 s. 6 d.を含んでいない。	